

令和7年度 障害福祉サービス事業者集団指導（相談系サービス） 質問と回答

【台東区福祉課指導検査係】

番号	質問	回答	根拠法令等
1	<p>強度行動障害の判定やその証をもらうための手順や留意点をご教示ください。</p>	<p>障害支援区分認定調査項目のうち「行動関連項目」により判定しています。そのため、特別な手続きは不要です。</p>	